

令和2年11月27日

関係各位

東京検疫所 食品監視課
食品監視第二課

年末年始の輸入食品等監視業務について

平素は、当課の行う輸入食品監視業務につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

標記について当課の対応は下記のとおりです。御承知願います。

記

1. 年末の業務は、令和2年12月28日（月）17時15分で終了します。
なお、令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）までは閉庁期間となります。
2. 年始の業務は、令和3年1月4日（月）8時30分から開始します。
3. その他
 - (1) 食品等の輸入手続については、事前届出制度（平成14年9月18日付食検発第0918001号「貨物搬入前の届出済証の交付について」）に基づき、貨物搬入前に届出済証の交付を受けるなど年末に届出が集中しないように早めの手続きをお願いします。
 - (2) 検査命令該当貨物のうち、当課の閉庁期間中に検査結果が判明し、届出済証の交付等を希望する場合は、手続きできるように調整しますので、令和2年12月22日（火）までに当課にご連絡ください。
 - (3) 当課の閉庁期間中に食品等の輸入届出に関して緊急の対応が必要な場合は、東京空港検疫所支所食品監視課（電話番号：03-6847-9320）にて伺いますので連絡をお願いします。